

東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 令和8年9月1日)

開催日及び場所			令和8年6月19日(金) 仙台合同庁舎A棟7階会議室			
委員			平岡 智広 (公認会計士) 齋藤 信一 (弁護士) 田中 賢志 (ジャーナリスト)			
審議対象期間			令和7年10月1日～令和8年3月31日			
審議対象案件			253 うち、1者応札案件 10 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件			6件 うち、1者応札案件 1件 (抽出率2.4%) (抽出率 10.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 ー%)			
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			工事希望型指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	公募型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			標準型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	物品 役務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約 (企画競争・公募)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約 (その他)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
	(特記事項) なし。					

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	
[これらに対し部局長が講じた措置]		

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意 見・質 問	回 答 等
<工事編>	
(八郎潟農業水利事業 A1-3 幹線用水路建設工事)	
価格ではなく評価値の高いところが落札したということでしょうか。 また、最も価格の低い入札者と落札者の評価点の差は何点か。 本件に限らず、入札者、入札金額や評価点は公表されるか。 入札者は、他の企業が何点かということはかなり重要な要素と考えるが、受注するためにこれを考慮した入札をすることは可能か。 企業の規模ではなく、その都度の技術提案の内容により評価点が決まっていくという理解でよいのか。 概要説明で本工事は難しくない工事のため応札者も多くなっているとの説明があったが、技術提案で差がつくものなのか。 施工体制の差が出る具体的な項目を教えてください。 技術提案について、課題を設けた時に課題を評価する基準は準備されているものか。 予定価格、調査基準価格は事前に公表されるか。 技術提案の評価基準について、採点基準とかポイントは公表するのか。点数を取れるための情報	然り。 評価点の差は概ね7点程度である。 公表している。 本件は、技術提案を重視したタイプの総合評価方式であり、技術点が低い場合、価格での逆転は厳しい状態となる。 然り。 技術的に簡単とはいえ大規模な工事であり、技術提案や施工体制を確認のうえ、総合的に評価をしている。 例えば品質確保や施工体制といった評価項目がある。 然り。 事前公表はしていない。 技術提案書の評価基準については入札説明書に記載しているが、点数を取るための情報は公表し

は出していないのか。 予定価格も調査基準価格も公表していないのに、3者が同額での入札は不自然ではないか。	ていない。 予定価格の基礎となっている資料を公表しており、応札者は予定価格に近い金額を算定することが可能なため、このような結果になることは不自然ではない。
(国営施設応急対策事業母畑地区 千五沢ダム取水施設改修工事)	
予定価格に対する落札率が100%に近い理由は、また、こういう例は他にもあるか。 落札率が高かった理由は何か。 施工期間が限られていると説明されたが、どういう理由か。 工事の時期が限定されており、参加を断念した業者がいたかもしれないと考えられるか。 予定価格の設定の仕方を教えてほしい。 予定価格の設定の際の単価や材料の算定方法は。 人件費について、近年高くなっているが、直近の実績等を見据えながらやっているということか。	単価等の積算参考資料を公表しているので、予定価格に近い数字は各者が類推できる状況になっている。また、このような落札結果は他にもある。 特殊な施工計画や施工期間の制約から、工事コストが高くなったものと推測している。 翌年のかんがいに支障が生じないようにする必要があるためである。 然り。 事業所で資材価格や労務の価格、機械のリース代等を積み上げて決定することになる。 基本的に標準的な単価を用い、特殊なものは見積徴取により算定している。 労務単価は、国土交通省と農林水産省の2省で調査し公表した単価を1年間使うこととしている。異常な物価上昇等があれば途中で見直すこともある。
<測量・建設コンサルタント等業務編>	
(令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 能代地区用水路パイプライン劣化状況調査業務)	

本業務の変更追加理由について、業務の途中で追加調査が必要となったとの理解か。 変更追加せず、発注時からパイプラインの全てを調査しなかった理由は。	然り。 過去の漏水の履歴等から危ないところを中心に実施する計画としていたが、調査の進捗に伴い調査の箇所を加えたもの。
(令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 安積疏水地区深田調整池他付帯設備耐震性能照査業務)	
プロポーザル方式で特定された者との見積合わせで金額が合わないために契約締結に至らないというケースはあるか。 特定にいたった経緯等について説明していただきたい。	技術提案書とともに参考見積の提出を求めているため契約に至らないケースはほぼない。 本件への参加表明者は3者であり、参加資格等の確認のうえ、3者に技術提案書の提出を要請し、提出された技術提案書を評価したうえで、評価点が最高の提案書を特定している。
<物品・役務編>	
(排水ポンプ用ホース購入)	
先に参考見積を徴収し、その見積額の一番安価なところを予定価格としたとのことだが、物品購入だからか。 一般競争入札となっているが、2者から参考見積を徴収したのか。 排水ポンプ用のホースがどれくらい特殊性があるものなのかわからないが、参加者が2者というのは少ない印象である。何が理由だと考えられるか。 参考見積を2者から徴収し予定価格を決定したということだが、その者と入札に加わった業者が結果的に同じであったということか。	市場での取引価格を反映した予定価格にするため、競争入札の参加表明の際、参考見積を徴収したものである。 そのとおりであり、参加表明のあった2者から参考見積を徴収した。 今回ホースを接続するポンプが全てクボタ社製であり、ポンプとの整合性や、取扱事業者が限られることから、結果的に2者になったものと推測される。 結果的に同じになったというよりも、本件は入札参加条件として参考見積の提出を求めていることから、参考見積を提出した2者が入札に参加したものである。

参考見積を提出した後、他者のことも考えて、別の金額を記載し入札を行いそうな気がするが、今回は参考見積の金額と同額で応札したということか。 仕様書の中に、受注者の環境関係法令の遵守や農林水産省のみどり戦略に係る規定があるが、このようなことも理解したうえで、入札に参加するよう求めているのか。	そのとおりである。 国の政策として仕様書に記載しているものであり、国からの受注に当たっては、可能な限り取り組んでいただきたいと考えている。
(令和7年度農業基盤情報基礎調査電子化業務)	
他の説明の中で低入札は受注が難しいという説明があったが、本件がこれまでの説明と異なる点と、所定の成果を得られたかについて説明いただきたい。 本業務の予定価格が高く算定されているという感じがしないでもないが、見積の妥当性をどのように確認しているのか。 役務の場合には技術点等は考慮せず、入札金額だけで決定するシステムとしているということか。	本件は役務であり、低い価格の入札を不当とする仕組みがない。また、過年度業務実績もあり、所定の成果を得ており問題ない。 見積に当たっては、過年度の入札に参加している者など業務内容を理解している複数者から徴取しており妥当と判断している。 然り。